

公の施設の指定管理者の候補者選定に係る答申書

令和4年9月

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、鈴鹿市からの諮問を受け、令和5年度指定開始施設に係る公の施設の指定管理者の候補者選定について、委員会としての意見を集約したので、ここに答申する。

1 選定委員会委員

会 長	齊藤 由里恵	中京大学 経済学部 准教授
職務代理人	別府 孝文	株式会社三十三総研 調査部長
委 員	市川 恭子	一級建築士
委 員	須川 尚郎	税理士
委 員	長谷川 玲子	元市職員

2 答申までの経過

4月27日	指定管理者の候補者選定についての諮問 第1回選定委員会 対象施設の確認、選定スケジュール等の確認 非公募施設の施設概要、非公募による選定の妥当性の審議及び評価基準の確認（伝統産業会館、鼓ヶ浦駐車場、千代崎駐車場）
5月16日	第2回選定委員会 非公募施設の施設概要、非公募による選定の妥当性の審議及び評価基準の確認（白子・神戸・合川・牧田コミュニティセンター） 公募施設における指定管理者候補者の選定方法の確認 公募施設の施設概要及び評価基準の確認
6月2日	意見書提出
6月20日～ 7月29日	指定管理者募集
7月22日	第3回選定委員会 非公募による指定管理者候補者選定に係る市の判断の妥当性についての審議
8月29日	第4回選定委員会 公募施設に係る申請者ヒアリング及び選定審査の実施
9月20日	第5回選定委員会 答申書の検討

3 公募による指定管理者候補者の選定結果

委員会は、各申請者から提出された事業計画書等を書面審査の上、施設ごとに、1団体当たり約30分間のヒアリングを実施した。

ヒアリング後、各委員が、評価基準に沿った項目ごとに、「非常に良い（高度な能力を有している）」「良い（十分な能力を有している）」「普通（平均的）」「やや劣る（能力が少し不足している）」「劣る（任せることが心配）」の5段階の評価を行い、各項目の配点ごとに5段階評価に対する率を乗じて得られた点数を加算し、5人の委員の合計点が総配点（500点）の50%以上であり、かつ、1番高い点数となった申請者を指定管理者の候補者として選定した。

○ 5段階評価

評価		点数
5	非常に良い (高度な能力を有している)	配点の100%
4	良い (十分な能力を有している)	配点の75%
3	普通 (平均的)	配点×50%
2	やや劣る (能力が少し不足している)	配点×25%
1	劣る (まかせることが心配)	0点

(1) 鈴鹿市河川防災センター，鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）

①対象施設 鈴鹿市河川防災センター，鈴鹿川河川緑地野球場，鈴鹿川河川緑地運動広場，鈴鹿川河川緑地ソフトボール場，鈴鹿川河川緑地テニスコート，鈴鹿川河川緑地クリケットコート，鈴鹿川河川緑地多機能芝生広場，鈴鹿川河川緑地

②指定管理者候補者

名称 株式会社 GFM

所在地 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目26番22号

代表者 代表取締役 上田 麗子

③申請者

1 団体

④評価基準・項目ごとの採点結果

				(株) GFM		
大項目		中項目		評価基準		
項目	配点	項目	配点	項目	点数	
				中項目	大項目	
公の施設の管理者としての理解，姿勢	50	公民連携に対する理解と姿勢	25	公民連携の主旨を理解しているか	17.5	35
				指定管理者制度概要及び主旨を十分理解しているか		
自らが持つノウハウ等の強みを活かした意欲的な提案であり，受託に向けての熱意が感じられるか						
施設に対する理解	25	施設に対する理解	25	施設の性格を理解し，設置目的に合致した理念・運営方針を持っているか	17.5	
				設置目的達成に資する取組としての的確性，独創性	200	
利用者からの要望の把握とその実現に向けた取組があるか						
ホームページや広報誌の発行などの積極的な市民への情報提供の実施による利便性向上や利用促進が図られるか						
職員の研修や利用者とのトラブル対応の体制確保により，住民への接遇や対応力向上が図られているか						
施設の利用に関し，公平性について考慮しているか						
施設の適切な維持管理，保守	75	施設の適切な維持管理，保守	75	施設の維持保守が効率的かつ安定的に行われるか	60	
施設清掃，植栽管理，小破に対する計画的な修繕等が適切に実施されるか						
連携，協力体制の確保	25	連携，協力体制の確保	25	市，関係機関等との有効な連携・協力体制を確保できる提案となっているか	17.5	
適切な業務遂行のための体制・規律の整備と実行性	125	人員体制	50	人数，職種，資格の有無等，事業内容に適した職員が配置されているか	35	86.25
				ルール・マニュアルの整備と遵守		
		安全性の確保	50	個人情報保護，情報公開を適切に行う体制ができているか		
施設の利用に係る事務処理フローは適切か	32.5					
利用者の安全対策及び緊急時の連絡体制等，危機管理体制が確立されているか						
安全管理，衛生管理，危機管理等の徹底に向けたマニュアルの整備及び研修等による職員の対応力向上に資する取組があるか						
経済性	50	経費節減	25	自らのノウハウを活かした創意工夫による経費節減のための具体的な方策があるか	13.75	31.25
		収支計画の妥当性	25	収支予算書の積算内容は妥当か	17.5	
業務遂行能力	75	資質	25	コンプライアンス，環境配慮等について理解があるか	20	61.25
		財務状況	25	団体の財政状況は健全か	21.25	
		実績	25	類似施設や関連業務の管理運営実績があるか	20	
点数計					351.25	

⑤選定理由

本施設は、(ア)鈴鹿川水系における洪水や大規模地震等発生時の現地活動拠点、(イ)平常時における地域のふれあいや文化活動の場としての貸館施設、(ウ)隣接する一級河川「鈴鹿川」の河川敷に整備されたスポーツ施設及び公園施設の3つの機能を一体として管理対象とする施設である。

評価基準においては特に平常時における「住民サービスの向上」を最重視している。また、施設老朽化が進む中で「施設の適切な維持・管理、保守」に比重を置き、緊急時における的確な対応や鈴鹿川増水にともなう鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）への速やかな対応が求められることから、「人員体制」と「安全性の確保」についても重視している。

公募の結果、本施設に対する指定申請は株式会社 GFM 1団体のみであったため、同団体が指定管理者の候補者として適切であるかどうかの審査を行った。

同団体は、本施設において指定管理者制度を導入した平成18年度から指定管理者を務めているため、本施設の特性を熟知しており、河川緑地（運動施設・公園施設）と防災センターの施設（ハコ）の維持管理という面において、これまでの経験とノウハウに基づく提案の内容は安定性があるものと評価する。

また、評価結果についても総配点の50%以上を獲得しているため、同団体を指定管理者の候補者として選定することとした。

なお、長期に渡り指定管理を実施してきた実績に基づく安定性は一定の評価ができる一方で、サービス向上や新たな取組等については積極的な姿勢がやや弱く感じられる。今後は、市民への施設の周知徹底や市民からの要望の把握等に努め、施設の特性や機能に沿った取組を始めとした魅力ある自主事業の企画など、民間の知恵を活かしたより一層の市民サービスの向上が図られることを期待する。

(2) 鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場

①対象施設 白子駅東自転車駐車場, 白子駅東第2自転車駐車場
白子駅西自転車駐車場

②指定管理者候補者

名称 蔦井 株式会社

所在地 愛知県名古屋市西区新福寺町一丁目57番地

代表者 代表取締役社長 熊田 光男

③申請者

2団体

④評価基準・項目ごとの採点結果

				蔦井(株)		A社		
大項目		中項目		評価基準				
項目	配点	項目	配点	点数		点数		
				中項目	大項目	中項目	大項目	
公の施設の管理者としての理解, 姿勢	50	公民連携に対する理解と姿勢	25	公民連携の主旨を理解しているか	23.75	46.25	20	
				指定管理者制度概要及び主旨を十分理解しているか				
自らが持つノウハウ等の強みを活かした意欲的な提案であり, 受託に向けての熱意が感じられるか								
		施設に対する理解	25	施設の性格を理解し, 設置目的に合致した理念・運営方針を持っているか	22.5		20	
設置目的達成に資する取組としての的確性, 独創性	100	住民サービスの向上	50	自らのノウハウを活かした創意工夫によるサービス向上及び利用促進が図られるとともに, 施設の効用が最大限発揮されるものか	42.5	83.75	35	
				利用者からの要望の把握とその実現に向けた取組があるか				
				ホームページや広報誌の発行などの積極的な市民への情報提供の実施による利便性向上や利用促進が図られるか				
				職員の研修や利用者とのトラブル対応の体制確保により, 住民への接遇や対応力向上が図られているか				
		施設の利用に関し, 公平性について考慮しているか						
		施設の適切な維持管理, 保守	25	施設の維持保守が効率的かつ安定的に行われるか	22.5		17.5	
		連携, 協力体制の確保	25	施設及び設備の保守点検の法令等に基づく点検, 備品等の管理, 施設清掃, 植栽管理, 小破に対する計画的な修繕等が適切に実施されるか				
				市, 関係機関等との有効な連携・協力体制を確保できる提案となっているか	18.75		18.75	
適切な業務遂行のための体制・規律の整備と実行性	200	人員体制	50	人数, 職種, 資格の有無等, 事業内容に適した職員が配置されているか	45	161.25	138.75	
				会計処理が適切に行われるための具体的な方策を講じているか	52.5			52.5
		ルール・マニュアルの整備と遵守	75	個人情報保護, 情報公開を適切に行う体制ができているか				
				施設の利用に係る事務処理フローは適切か				
		安全性の確保	75	利用者の安全対策及び緊急時の連絡体制等, 危機管理体制が確立されているか	63.75	48.75		
				安全管理, 衛生管理, 危機管理等の徹底に向けたマニュアルの整備及び研修等による職員の対応力向上に資する取組があるか				
経済性	75	経費節減	50	自らのノウハウを活かした創意工夫による経費節減のための具体的な方策があるか	42.5	63.75	56.25	
		収支計画の妥当性	25	収支予算書の積算内容は妥当か	21.25			18.75
業務遂行能力	75	資質	25	コンプライアンス, 環境配慮等について理解があるか	21.25	61.25	61.25	
		財務状況	25	団体の財務状況は健全か	17.5			18.75
		実績	25	類似施設や関連業務の管理運営実績があるか	22.5			22.5
点数計					416.25		367.5	

⑤選定理由

本施設は、基本的には自転車の駐車施設であるが、(ア) 利用料金や個人情報を取り扱うこと、(イ) 白子駅西自転車駐車場に公衆トイレを併設していること、(ウ) 屋上が津波災害時における一時避難所に指定されている施設であることの3つの特徴を持つことから、評価基準において「ルール・マニュアルの整備と遵守」及び「安全性の確保」を最重視している。次いで、「住民サービスの向上」と「経費節減」など、指定管理者制度の導入効果を十分発揮できることを重視している。

公募の結果、本施設には2団体から申請があり、審査の結果、いずれも本市が求める要求水準を満たした提案であり、総配点の50%を超える得点を獲得していた。中でも蔦井株式会社の提案は、学生の利用が多い特色を踏まえ、(i) 利用者の多い時間帯での職員配置の時間延長、(ii) 年度末、年度初めの利用者の交替等が多い時期の対応としての職員の1名増員、(iii) 多くの利用者を有する近隣の学校へのアプローチ、(iv) 安全性向上策など、施設の現状をよく把握したうえで利用者本位の提案となっていることから、更なる住民サービス向上が期待できる。

また、評価結果も、2団体の中でより高い得点を獲得しているため、同団体を指定管理者の候補者として選定することとした。

(3) 鈴鹿市労働福祉会館

①対象施設 鈴鹿市労働福祉会館

②指定管理者候補者

名称 三重コニックス 株式会社

所在地 三重県四日市市芝田一丁目2番13号

代表者 代表取締役 吉田 治伸

③申請者

1 団体

④評価基準・項目ごとの採点結果

				三重コニックス (株)				
大項目		中項目		評価基準				
項目	配点	項目	配点	項目	点数			
				中項目	大項目			
公の施設の管理者としての理解、姿勢	50	公民連携に対する理解と姿勢	25	公民連携の主旨を理解しているか	18.75	40		
				指定管理者制度概要及び主旨を十分理解しているか				
自らが持つノウハウ等の強みを活かした意欲的な提案であり、受託に向けての熱意が感じられるか								
施設に対する理解	25	25	25	施設の性格を理解し、設置目的に合致した理念・運営方針を持っているか	21.25			
設置目的達成に資する取組としての的確性、独自性	150	住民サービスの向上	50	自らのノウハウを活かした創意工夫によるサービス向上及び利用促進が図られるとともに、施設の効用が最大限発揮されるものか	35	120		
				利用者からの要望の把握とその実現に向けた取組があるか				
				ホームページや広報誌の発行などの積極的な市民への情報提供の実施による利便性向上や利用促進が図られるか				
				職員の研修や利用者とのトラブル対応の体制確保により、住民への接遇や対応力向上が図られているか				
施設の適切な維持管理、保守	50	50	50	施設の維持保守が効率的かつ安定的に行われるか	45			
				施設及び設備の保守点検の法令等に基づく点検、備品等の管理、施設清掃、植栽管理、小破に対する計画的な修繕等が適切に実施されるか				
連携、協力体制の確保	50	50	50	市、関係機関等との有効な連携・協力体制を確保できる提案となっているか	40			
適切な業務遂行のための体制・規律の整備と実行性	150	人員体制	50	人数、職種、資格の有無等、事業内容に適した職員が配置されているか	32.5	100		
				ルール・マニュアルの整備と遵守	50		会計処理が適切に行われるための具体的な方策を講じているか	35
							個人情報保護、情報公開を適切に行う体制ができているか	
安全性の確保	50	50	50	施設の利用に係る事務処理フローは適切か	32.5			
				利用者の安全対策及び緊急時の連絡体制等、危機管理体制が確立されているか				
安全管理、衛生管理、危機管理等の徹底に向けたマニュアルの整備及び研修等による職員の対応力向上に資する取組があるか								
経済性	75	経費節減	50	自らのノウハウを活かした創意工夫による経費節減のための具体的な方策があるか	35	50		
				取支計画の妥当性	25		取支予算書の積算内容は妥当か	15
業務遂行能力	75	資質	25	コンプライアンス、環境配慮等について理解があるか	20	65		
				財務状況	25		25	団体の財政状況は健全か
								実績
点数計				375				

⑤選定理由

本施設は、労働者の福祉増進及び文化向上に資するとともに市民の利用に供することを目的として設置された施設であり、運營業務は労働団体を始めとする住民への貸館を主な事業として実施していることから、「住民サービスの向上」や「施設の適切な維持管理、保守」、利用者の「安全性の確保」などの適切な業務遂行や安定した管理運営をバランスよく実施できることを重視した評価基準となっている。

また、施設は築後40年を経過しており、老朽化対策が大きな課題となっている。

公募の結果、指定申請団体は、三重コニックス株式会社 1団体のみであったことから、同団体が指定管理者の候補者として適切であるかどうかの審査を行った。

同団体は、施設の老朽化状況や利用者からの要望等を理解したうえで、自らの総合ビル管理会社としての経験とノウハウ及び同館の管理実績を活かし、施設の適切な維持保守と美観維持によるサービスと利用者満足度の向上を図るための積極的な取組みを行っている点が評価できる。

また、評価結果も、総配点の50%以上を獲得しているため、同団体を指定管理者の候補者として選定することとした。

なお、利用率の目標は20%から30%としているが、新たな利用者の掘り起こしや自主事業による集客など、積極的な取組による利用率の向上に期待したい。

4 非公募による指定管理者候補者の選定

選定委員会は、非公募による公の施設の指定管理者の募集に対し、各申請者から提出された指定申請書一式に基づき、当該施設を所管する担当課が実施した審査の結果について、次のとおり取りまとめた。

(1) 鈴鹿市白子コミュニティセンター

申請者 名称 白子コミュニティセンター運営委員会
所在地 三重県鈴鹿市江島本町13番37号
代表者 会長 内山 安司

鈴鹿市白子コミュニティセンターの指定管理者候補者選定に当たっては、地域協働課が非公募により白子コミュニティセンター運営委員会に対し募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、23項目の評価基準が設定され、地域協働課が行った審査においてはすべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

選定委員会は、募集に際し設定された評価基準に基づく適否判断について、地域協働課に対しヒアリングを実施した。

地域協働課の判断理由は、概して次のとおりである。

1. 公の施設の管理者としての理解・姿勢

施設の設置目的や公の施設に求められる全ての利用者への公平性や円滑な利用について、よく理解されていると考える。

2. 設置目的達成に資する取組としての的確性、独創性

快適で住みよい地域社会形成のために施設が設置されていることを十分に認識し、快適な施設の利用の促進に取り組まれている。

3. 適切な業務遂行のための体制・規律の整備と実行性

申請者は地域に根ざした団体であり、事業計画書に「組織的に適切な管理運営の体制」が記載されていることから、業務遂行のための体制や規律について適正である。

4. 経済性

申請者は、現在の当該施設の指定管理者であり、その知識と経験を活かして、施設の使用方法を徹底し、経費節減に努めている。

5. 業務遂行能力

令和4年度の指定管理者と同じ申請者であり、現在も、円滑に業務を進捗されていることから、業務の遂行能力に問題はない。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考え、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適当であると判断した。

(2) 鈴鹿市神戸コミュニティセンター

申請者 名称 神戸コミュニティセンター運営委員会
所在地 三重県鈴鹿市神戸九丁目24番52号
代表者 会長 中西 尚

鈴鹿市神戸コミュニティセンターの指定管理者候補者選定に当たっては、地域協働課が非公募により神戸コミュニティセンター運営委員会に対し募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、23項目の評価基準が設定され、地域協働課が行った審査においてはすべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

選定委員会は、募集に際し設定された評価基準に基づく適否判断について、地域協働課に対しヒアリングを実施した。

地域協働課の判断理由は、概して次のとおりである。

1. 公の施設の管理者としての理解・姿勢

施設の設置目的や公の施設に求められる全ての利用者への公平性や円滑な利用について、よく理解されていると考える。

2. 設置目的達成に資する取組としての的確性、独創性

快適で住みよい地域社会形成のために施設が設置されていることを十分に認識し、快適な施設の利用の促進に取り組まれている。

3. 適切な業務遂行のための体制・規律の整備と実行性

申請者は地域に根ざした団体であり、事業計画書に「組織的に適切な管理運営の体制」が記載されていることから、業務遂行のための体制や規律について適正である。

4. 経済性

申請者は、現在の当該施設の指定管理者であり、その知識と経験を活かして、施設の使用方法を徹底し、経費節減に努めている。

5. 業務遂行能力

令和4年度の指定管理者と同じ申請者であり、現在も、円滑に業務を進捗されていることから、業務の遂行能力に問題はない。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考え、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適当であると判断した。

(3) 鈴鹿市合川コミュニティセンター

申請者 名称 合川コミュニティセンター運営委員会
所在地 三重県鈴鹿市長法寺町1776番地
代表者 会長 分部 保夫

鈴鹿市合川コミュニティセンターの指定管理者候補者選定に当たっては、地域協働課が非公募により合川コミュニティセンター運営委員会に対し募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、23項目の評価基準が設定され、地域協働課が行った審査においてはすべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

選定委員会は、募集に際し設定された評価基準に基づく適否判断について、地域協働課に対しヒアリングを実施した。

地域協働課の判断理由は、概して次のとおりである。

1. 公の施設の管理者としての理解・姿勢

施設の設置目的や公の施設に求められる全ての利用者への公平性や円滑な利用について、よく理解されていると考える。

2. 設置目的達成に資する取組としての的確性、独創性

快適で住みよい地域社会形成のために施設が設置されていることを十分に認識し、快適な施設の利用の促進に取り組まれている。

3. 適切な業務遂行のための体制・規律の整備と実行性

申請者は地域に根ざした団体であり、事業計画書に「組織的に適切な管理運営の体制」が記載されていることから、業務遂行のための体制や規律について適正である。

4. 経済性

申請者は、現在の当該施設の指定管理者であり、その知識と経験を活かして、施設の使用方法を徹底し、経費節減に努めている。

5. 業務遂行能力

令和4年度の指定管理者と同じ申請者であり、現在も、円滑に業務を進捗されていることから、業務の遂行能力に問題はない。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考え、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適当であると判断した。

(4) 鈴鹿市牧田コミュニティセンター

申請者 名称 牧田地区地域づくり協議会
所在地 三重県鈴鹿市平田東町4番11号
代表者 会長 田中 重行

鈴鹿市牧田コミュニティセンターの指定管理者候補者選定に当たっては、地域協働課が非公募により牧田地区地域づくり協議会に対し募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、23項目の評価基準が設定され、地域協働課が行った

審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

選定委員会は、募集に際し設定された評価基準に基づく適否判断について、地域協働課に対しヒアリングを実施した。

地域協働課の判断理由は、概して次のとおりである。

1. 公の施設の管理者としての理解・姿勢

施設の設置目的や公の施設に求められる全ての利用者への公平性や円滑な利用について、よく理解されていると考える。

2. 設置目的達成に資する取組としての的確性、独創性

快適で住みよい地域社会形成のために施設が設置されていることを十分に認識しており、多くの方が利用できるよう利用の促進を考えている。

3. 適切な業務遂行のための体制・規律の整備と実行性

申請者は地域に根ざした活動をしている団体であり、事業計画書に「組織的に適切な管理運営の体制」が記載されていることから業務遂行のための体制や規律について適正である。

4. 経済性

これまでの地域での活動団体としての経験を活かし、経費削減を意識した効果的な管理運営できるよう取り組まれており適正に運営され则认为。

5. 業務遂行能力

これまで運営・管理していた委員等も組織の一員となっている団体であり、コミュニティセンターの運営等についても理解があることから、円滑に業務を遂行できると考える。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考え、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適当であると判断した。

なお、前述の(1)から(4)までの4つのコミュニティセンターに共通する課題は次のとおりである。

予算書、決算書において賃金、人件費、報酬費など同一の支出に対する費目が各コミュニティセンターによって異なっているが、モニタリングや選定における館ごとの予算・決算の比較検討や事務フローの確認ができるよう、4館で統一することが望ましい。また、指定管理部門に係る収支と団体全体としての収支を明確に分け、指定管理業務における予算・決算と団体としての収支がそれぞれ対比できるようにしておく必要がある。

(5) 鈴鹿市伝統産業会館

申請者 名称 伊勢形紙協同組合

所在地 三重県鈴鹿市寺家三丁目10番1号

鈴鹿市伝統産業会館の指定管理者候補者選定に当たっては、地域資源活用課が非公募により伊勢形紙協同組合に対し募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、23項目の評価基準が設定され、地域資源活用課が行った審査においてはすべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

選定委員会は、募集に際し設定された評価基準に基づく適否判断について、地域資源活用課に対しヒアリングを実施した。

地域資源活用課の判断理由は、概して次のとおりである。

1. 公の施設の管理者としての理解・姿勢

申請者は、伝統産業分野に精通しており、伊勢型紙産業の振興のために関連団体が集まって設立された産地協議会の中でも中心的な存在である。そのため、人材や資源を有効に活用するネットワークをとおして、公の施設として求められる公平性を十分に認識できているなどから適正であると判断した。

2. 設置目的達成に資する取組としての的確性、独創性

申請者は、日々伝統産業の普及、技術の向上及び後継者育成並びに伝統産業関連資料の収集を行っており、サービスの提供等きめ細かな対応が可能である。また、充実したサービスの提供に向けて施設を管理し、運営することを基本理念に掲げていることなどから適正であると判断した。

3. 適切な業務遂行のための体制・規律の整備と実行性

申請者は、安定した管理運営に必要な利用者の立場に立った管理運営方策、人員配置、会計処理、危機管理体制、情報保護、財政状況などについて、募集要項等に示す要求水準を満たしており、また、管理実績や効率化についても同様であることなどから適正であると判断した。

4. 経済性

申請者は、利用の促進に向けて鈴鹿墨・伊勢型紙の歴史・製造工程などに関する説明の実施、各種展示品の紹介、ホームページの開設等、また伊勢型紙の彫刻実演や体験、鈴鹿墨の実演を適切な人員配置で取り組む方針など、その知識や経験に基づき、詳細に積算し経費を計上していることなどから適正であると判断した。

5. 業務遂行能力

申請者は、平成22年度以降、令和4年度まで当該施設の指定管理者としてのノウハウを有し、伝統産業分野に精通した法人である。

また、当該施設の利用に伴う事務処理フローが適切に記載され、一連の業務を滞りなく行っていることから適正であると判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考え、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適当であると判断した。

(6) 鈴鹿市鼓ヶ浦駐車場

申請者 名称 鼓ヶ浦観光協会

所在地 三重県鈴鹿市寺家三丁目4番16号

代表者 会長 後藤 光雄

鈴鹿市鼓ヶ浦駐車場の指定管理者候補者選定に当たっては、地域資源活用課が非公募により鼓ヶ浦観光協会に対し募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、23項目の評価基準が設定され、地域資源活用課が行った審査においてはすべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

選定委員会は、募集に際し設定された評価基準に基づく適否判断について、地域資源活用課に対しヒアリングを実施した。

地域資源活用課の判断理由は、概して次のとおりである。

1. 公の施設の管理者としての理解・姿勢

申請者は、使用者の安全を確保することを重視し、地域と連携しながら、快適で安心・安全な運営を行うことを基本理念に掲げていることから、公の施設として求められる設置目的を十分に満たしているため、適正であると判断した。

2. 設置目的達成に資する取組としての的確性、独創性

申請者は、使用者が駐車場を快適に利用できるよう、適切な誘導や清掃、アンケート調査を実施することから、利用者の要望を把握した上で、施設の利用促進につながる運営を行う体制が確立しているため、適正であると判断した。

3. 適切な業務遂行のための体制・規律の整備と実行性

申請者は、会計処理、利用者の安全確保、緊急時の対応、個人情報保護の処置、施設の維持保守等について、募集要項に示す要求水準を満たしていることから適正であると判断した。

4. 経済性

申請者は、近隣居住の構成員であり、適切な人員配置や維持管理経費の削減に取り組む方針であることから、適正であると判断した。

5. 業務遂行能力

申請者は、平成30年度から令和4年度まで当該施設の指定管理者としてのノウハウを有している上、地元とのつながりを有する唯一の団体である。また、事務処理フロー図に記載されている一連の業務を滞りなく行っているため、適正であると判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考え、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適正であると判断した。

(7) 鈴鹿市千代崎駐車場

申請者 名 称 千代崎観光協会
所在地 三重県鈴鹿市南若松町429番地の98
代表者 会長 北川 克明

鈴鹿市千代崎駐車場の指定管理者候補者選定に当たっては、地域資源活用課が非公募により千代崎観光協会に対し募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、23項目の評価基準が設定され、地域資源活用課が行った審査においてはすべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

選定委員会は、募集に際し設定された評価基準に基づく適否判断について、地域資源活用課に対しヒアリングを実施した。

地域資源活用課の判断理由は、概して次のとおりである。

1. 公の施設の管理者としての理解・姿勢

申請者は、使用者の安全を確保することを重視し、地域と連携しながら、快適で安心・安全な運営を行うことを基本理念に掲げていることから、公の施設として求められる設置目的を十分に満たしているため、適正であると判断した。

2. 設置目的達成に資する取組としての的確性、独創性

申請者は、使用者が駐車場を快適に利用できるよう、適切な誘導や清掃、アンケート調査を計画しており、利用者の要望を把握した上で、施設の利用促進につながる運営を行う体制が確立しているため、適正であると判断した。

3. 適切な業務遂行のための体制・規律の整備と実行性

申請者は、会計処理、利用者の安全確保、緊急時の対応、個人情報保護の処置、施設の維持保守等について、募集要項に示す要求水準を満たしていることから適正であると判断した。

4. 経済性

申請者は、近隣居住の構成員であり、適切な人員配置や維持管理経費の削減に取り組む方針であることから、適正であると判断した。

5. 業務遂行能力

申請者は、平成30年度から令和4年度まで当該施設の指定管理者としてのノウハウを有している上、地元とのつながりを有する唯一の団体である。また、事務処理フロー図に記載されている一連の業務を滞りなく行っているため、適正であると判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考え、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適当であると判断した。

5 答申に当たって

今回、指定管理者の候補者選定の対象となった施設については、いずれも従前から指定管理者制度により管理を行っている施設の指定期間満了に係る候補者選定であった。

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に、民間の能力を活用することで、市民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減などを図ることを目的に平成15年度から創設された制度であり、鈴鹿市においても同制度が導入されて16年が経過している。

今回の選定においては、10団体の選定に対し、指定申請者は11団体、うち9団体が現に指定管理者として施設を管理する団体であった。

現に指定管理者であることは実態に基づく課題把握とその対策の提案や実績に基づく安定性の面において優位性を有するが、今後もより効率的・効果的に施設の設置目的を達成できる団体の指定を進める必要があることから、新規参入の促進による競争性の確保とともに、指定管理者においても現状に甘んじることなく、積極的な取組に努められたい。

また、指定管理者制度導入当初から一定の地域性や専門性を有する団体が引き続き非公募により指定管理者に選定されている施設においては、従事者の高齢化や団体内の意識の変化等により指定管理業務の実施が困難となるなど、全国的にもその継続性に課題が表れる施設が出てきており、鈴鹿市においても同様の課題が表面化しつつある。

指定管理者制度導入施設においては、継続的かつ安定的な施設管理運営のためモニタリングが重要な役割を果たすが、特にこうした施設においては、将来に渡って引き続き指定管理業務を安定的に実施できるか等をモニタリングの中で注意深く観察し、管理運営手法の検討に活かすよう努められたい。

なお、今回、指定管理者となるすべての団体においては、その提案内容を確実に履行するとともに、指定管理者制度の趣旨を十分に踏まえ、管理運営が協定書を踏まえて適切に実施されているかどうかを確認するとともに、利用者満足度の評価をモニタリングし、さらなる市民サービスの向上と経費縮減など、制度の効果が最大限発揮されるよう、引き続き努められたい。